

平成17年11月25日
 環境局環境保全部環境調整課
 電話 245-5182
 内線 2711

都市局建築部建築保全課
 電話 245-5820
 内線 6551

市有建築物における吹付けアスベストの使用状況と対策について

市有建築物における吹付けアスベストの使用状況について分析調査を進めてきましたが、このたび、調査が完了し、吹付けアスベストの使用が確認された施設の対策を次のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

1 経過

(1) 予備調査

市有建築物におけるアスベストを含むおそれのある吹付け材の使用状況について平成8年度までに竣工した673施設を対象に図面と現場目視により予備調査を実施した。

(2) 予備調査の結果と分析調査

237施設においてアスベストを含むおそれのある吹付け材が使用されていた。

この結果に基づき、施設を管理する所管において、アスベストの有無を確認するため専門機関による分析調査を実施してきた。

なお、市民が利用する施設では、ビニールシートで覆うか施設閉鎖等の応急対策を行っている。

(3) 分析調査の結果

41施設で吹付けアスベストの使用が確認された。

2 対策

分析調査の結果、吹付けアスベストの使用が確認された施設については、原則として、次の対策基準により除去等の対策を行う。

利用状況等	対策基準	実施時期
市民等が利用する場所	A	早急（平成17年度）に対策を行う
市民等が立ち入らない場所	B	計画的（平成18年度）に対策を行う
封じ込め等の処理がされている 廃止・休止施設	C	改修・解体時に対策を行う

吹付けアスベストとは、「吹付けアスベスト」及びアスベストを含む「吹付けロックウール」・「吹付けひる石」等をいう。